

廃第1715号
令和2年2月19日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 被処分者
所在地 東京都中野区東中野5丁目23番12号
氏名 株式会社李勤 JAPAN
代表者 代表取締役 山崎 幸江
- 2 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200176973号
許可年月日 令和元年6月21日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）
- 3 処分年月日 令和2年2月19日
- 4 行政処分の内容 許可の取消し
- 5 行政処分の理由

（1）株式会社李勤 JAPAN（以下「李勤 JAPAN」という。）は、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者でありながら、産業廃棄物処分業者の中間処理場で発生した産業廃棄物（汚泥処理後物）の処分を受託していた。

このことは、「産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。」と規定する法第14条第15項（受託禁止）の規定に違反する（以下「本件違反事実1」という。）。

（2）また、李勤 JAPANは、産業廃棄物収集運搬業者でありながら、法定の除外事由がないにもかかわらず、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者に対して、上記1の受託に係る産業廃棄物の処分を再委託していた。

このことは、「産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。」と規定する法第14条第16項（再委託禁止）の規定に違反する（以下「本件違反事実2」という。）。

（3）李勤 JAPANによる本件違反事実1及び本件違反事実2は、それぞれ、法第

14条の3の2第1項第5号による許可取消しの要件（違反行為をし、情状が特に重
いとき）に該当する。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL 043-223-2684

FAX 043-221-5789